

確定申告会場への入場には、入場整理券が必要です

令和2年分確定申告では、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、会場の混雑緩和を図る観点から、入場整理券を活用して会場内へ案内します。なお、事前予約による申告相談は、令和3年1月から入場整理券による申告相談体制に移行します。

●入場整理券の配付方法●

- 当日刈谷税務署で配布
- ※配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 国税庁のLINE公式アカウントから事前発行を行う予定です。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

注意

- 会場入場時に、配布した入場整理券またはLINEの事前発行で表示される受付完了画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- 入場整理券には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定時間内にお越しください。
- 指定時間に遅れると入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定時間内であってもお待ちいただく場合があります。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度

確定申告書の提出には、「マイナンバー（12桁）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- 自宅などから e-TAX で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

※平成30年1月以降、一部の手続で番号確認書類の提示または写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除額および公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が10万円引き上げられました。なお、給与所得と年金所得の両方を有する人は、片方に係る控除のみが減額されるように、給与所得控除後の給与所得から10万円を控除する措置が講じられます。

給与所得控除の見直し

- 給与所得控除が上限となる給与収入が1000万円から850万円に引き下げられます。
- 控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。
- ※子育てや介護に配慮する観点から、22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる場合は、負担増が生じないような措置が講じられます。

公的年金等控除の見直し

- 公的年金収入が1000万円を超える場合、控除額の上限が195万5000円となります。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1000万円を超え2000万円以下である場合一律10万円、2000万円を超える場合一律20万円が控除額から引き下げられます。

基礎控除の見直し

- 合計所得金額が2400万円を超え、2450万円以下である場合、基礎控除の金額が32万円になります。
- 合計所得金額が2450万円を超え、2500万円以下である場合、基礎控除の金額が16万円になります。
- 合計所得金額が2500万円を超える場合、基礎控除は適用されません。

所得税および復興特別所得税の確定申告

☎ 刈谷税務署(☎21-6211)

確定申告をする人へ

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、自宅から申告できる確定申告書作成コーナーを使用した電子申告（e-Tax）をぜひ利用してください。なお、相談はチャットボットや電話でも可能です。また、e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」でもご案内します。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901（平日9時～17時）

※受付時間は時期により延長する場合があります。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

▼確定申告書作成コーナー



▼動画で見る確定申告



確定申告書の作成補助を希望する人へ

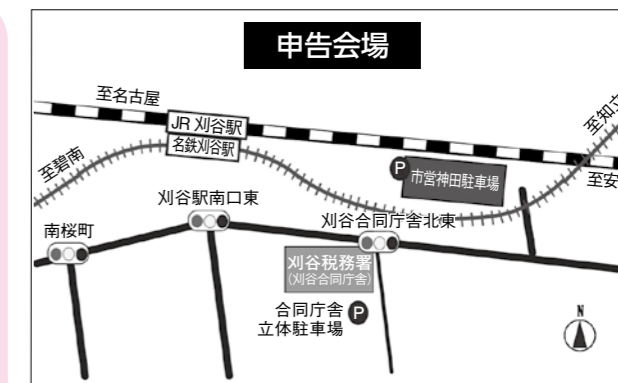
確定申告は、昨年1年間（令和2年中）の所得を基に所得税および復興特別所得税額を決めるものです。刈谷税務署では、パソコンを利用した申告書の作成補助を行っています。

時 2月16日(火)～3月15日(月)
9時～17時（平日のみ）

- ※2月21日(日)・28日(日)は開設します（納税不可）。
- ※入場整理券が相談可能人員に達した時点で、受付を終了します（P5参照）。
- ※本年の確定申告では、公的年金を受給されている人を主な対象として、2月16日(火)よりも前の平日において申告相談を受け付けています。
- ※3月31日(木)までの相談予約は行っていません。

場 刈谷税務署

- ※駐車台数に限りがあり、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ※臨時駐車場をご利用の際は、駐車券を持参してください。なお、催事などにより利用できない場合があります。



※今年度は臨時駐車場が市営神田駐車場に変更になります（確定申告受付日のみ利用可）。

確定申告に必要なもの

- 確定申告のお知らせ（郵送された人のみ）、収支内訳書（事業所得や不動産所得などがある場合）
 - 昨年の確定申告の控え（昨年確定申告をした人のみ）
 - 源泉徴収票（給与や年金のある場合）
 - 健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料・介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除の明細書（医療費通知）、セルフメディケーションの明細書（その年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類）、医療費の領収書、医薬品購入費の領収書、保険による医療費の補てん額が分かるもの
 - 上場株式等の配当等の支払通知書、投資信託の収益の分配の支払通知書
 - 帳簿など、収入金額や必要経費の内訳の分かるもの
 - 寄付金の領収書、証明書
 - 認印（朱肉で押すもの）
 - 所得税および復興特別所得税の還付を受ける本人名義の金融機関の口座番号の分かるもの（還付申告の場合）
 - 本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カードと免許証などの身元確認書類）
- ※上記以外の書類などが必要となる場合もあります。書類が不足していると申告できない場合があります。

市役所からの証明書などの郵送時期

- ▶国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の払込証明書…1月下旬
 - ▶国民健康保険の加入者への令和2年11月・12月診療分の医療費通知…2月下旬
- ※国民年金保険料の控除証明書は、日本年金機構から郵送されます。